

官報正誤表(案)

◎家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第六十一号)

二〇	下	七	終わりから	(小規模保育事業B型に関する経過措置)	置)
二〇	下	一四	終わりから	第四十四条第一項	第四十四条第一項本文
二〇	下	一六	終わりから	第三十四条第一項	第三十四条第一項本文
二〇	下	二〇	終わりから	第二十三条第一項	第二十三条第一項本文
二〇	下	一一		同条第四号中「(法第六条の三第十項第二号」とあるのは「法第六条の三第十二項第二号」と、	同条第四号中
二〇	下	一〇		同条第一号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、	同条第一号中
二〇	下	九		第二十八条柱書き中	第二十八条中
一五	上	三		第十五条第一項及び第五項	第十五条第一項、第二項及び第五項
ページ	段	行		誤	正

(参考) 五月二十二日付け官報正誤で訂正済み分

二十	十五	ページ		
下	上	段		
十八	十八	行		
整備	第四十一条		誤	
整備等	第四十二条			正